



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から皆さんにお伝えしたい特に大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01 確定申告・住民税申告の準備はお早めに

問 税務住民課
税務住民室 税務係

令和5年分の所得税の確定申告・住民税の申告期間は、2月16日(金)から3月15日(金)までです。申告が必要な人(8ページ参照)は、必要書類などを事前に確認し、余裕を持って準備してください。確定申告期間中は、役場税務住民課、または、イオンモール旭川駅前店の特設会場で受付しています。なお、申告の内容によっては、役場税務住民課で受付できない場合がありますのでご了承ください。



●必要な書類など

所得の計算に必要な書類	給与、公的年金などの所得のある人	源泉徴収票 (原本) ※複数枚ある人は、全てお持ちください。 ・給与の場合 給与支払者が作成する「令和5年分給与所得の源泉徴収票」 ・公的年金の場合 年金機構などから送付される「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」
	事業所得、不動産所得、農業所得などのある人	・白色申告の場合 収支内訳書 ・青色申告の場合 青色申告決算書 ※1 【あらかじめ作成してお持ちください】
	配当、一時、雑所得のある人	所得の内容を証明する書類
所得控除の計算に必要な書類	土地や建物の譲渡があった人	譲渡時の売買契約書、購入時の売買契約書、仲介手数料や印紙代の領収書など
	生命保険料控除 (一般・個人年金・介護医療保険)、地震保険料控除 (旧長期損害保険料)	保険会社などが発行する支払額などの証明書
	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料 ※2・任意継続保険料などの支払額証明書、領収書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象認定書など

所得控除の計算に必要な書類 (つづき)	医療費控除	・医療費通知 (医療費のお知らせ) (原本) ※3 ・医療費控除の明細書 ※4 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・各種証明書 (おむつ証明書など)
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	・セルフメディケーション税制の明細書 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・適用を受ける年分において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類 (制度の概要や対象となる医薬品などの一覧は、国税庁のホームページをご覧ください) ※5
	寄附金控除	・寄附した団体などから交付を受けた領収書 (国、地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金で特定寄附金に該当するもの) ・政治献金については、選挙管理委員会などの確認印のある「寄附金 (税額) 控除のための書類」 ※6
税額控除の計算に必要な書類	住宅ローン控除	・売買契約書または工事請負契約書の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (原本) ・住宅の登記事項証明書 (原本) ・その他必要書類
	政党等寄附金特別控除	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金 (税額) 控除のための書類」
本人確認書類	右の①~③のいずれかをお持ちください	①マイナンバーカード ②(個人番号)通知カード + 身分確認書類 ③住民票 (個人番号記載) + 身分確認書類
その他の持ち物	・還付が発生する場合 申告者名義の預貯金口座のわかるもの ・被扶養者がいる場合 その人のマイナンバーがわかるもの	

- (※1) 青色申告で確定申告するためには、青色申告承認申請書を税務署に提出し、承認されなければなりません。
- (※2) 国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書が必要です。
- (※3) 医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合。
- (※4)(※5) 領収書の添付は不要ですが、各明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、領収書 (医療費通知を添付したものを除く。) の提示、または、提出を求められる場合がありますので、自宅での保管が必要です。
- (※6) 政治活動関連への寄附金や、公益社団法人、認定NPO法人などへの寄附金は、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択できます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

令和5年中にふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申請した人でも、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税を含む全ての寄附金を申告する必要があります。

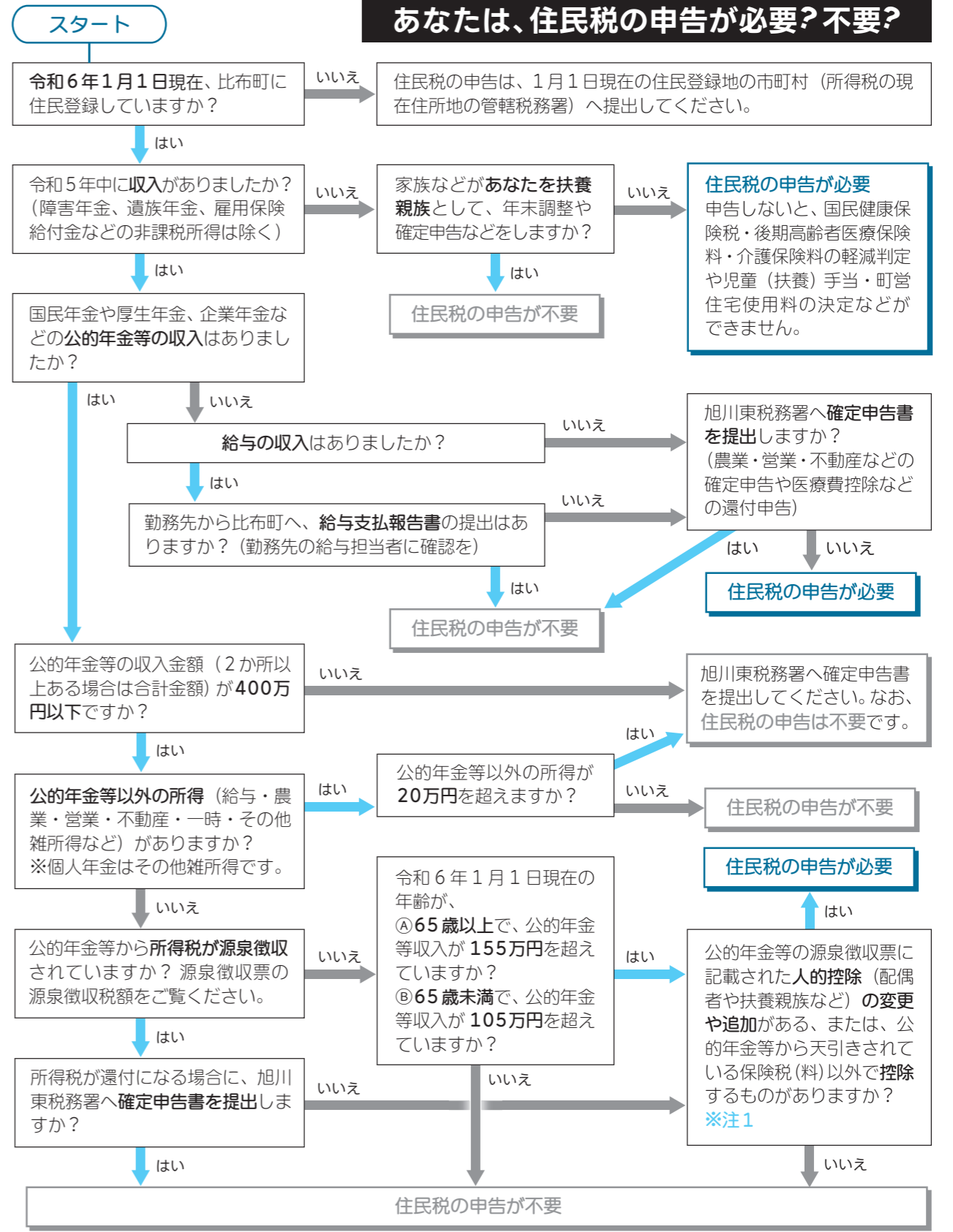
- ①令和5年分の確定申告または令和5年度住民税申告をする人
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある人



◀ 次ページ ▶ あなたは、住民税の申告が必要? 不要?

フローチャートで確認しよう

あなたは、住民税の申告が必要？不要？



※注1 配偶者や扶養、障がい者、ひとり親などの控除がもれている場合や、医療費控除や生命保険控除がある場合、また、年金天引き以外に社会保険料を納めた場合は、申告をしないと住民税が高くなる場合があります。

この図は住民税の申告が必要か不要かを簡単に示したものです。状況によっては、この図に当てはまらないことがありますので、詳しくは役場税務住民課にお問い合わせください。

02 償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

令和6年度の償却資産の申告期限は、令和6年1月31日(木)です。

令和6年1月1日現在で事業用の資産を所有している方は、その所在、種類、取得時期及び取得価格などについて申告が義務付けられています。必ず期限内に申告書を提出してください。

なお、申告書にはマイナンバー(個人番号または法人番号)の記載が必要です。提出時はマイナンバーカード、または、通知カードと本人確認書類を提出してください。

申告が必要な資産 事業に使用する機械、機具及び備品など(自動車税、軽自動車税の課税対象になるものは除く)。

問 税務住民課 税務住民室 税務係

04 年末年始の公共施設などの休業・休館日について

役場の休業期間中、急を要する場合は、庁舎裏口に常駐している警備員にお申し出ください。



03 ペットボトルごみの出し方が変わります

令和6年4月から、ペットボトルのキャップとラベルも「資源ごみ」としてリサイクルできるようになります。

これは町と株式会社JEPLAN、愛別町外3町塵芥処理組合との包括連携協定によるもので、ごみの減量化やCO2排出量の抑制につながります。一人ひとりがルールを守ってごみを出し、環境負荷の低減に努めましょう。

	現在	令和6年4月1日から
ペットボトル	資源ごみ ※キャップとラベルを取り、軽くすすぐ	資源ごみ ※キャップを取り、ラベルは付いたまま軽くすすぐ
ラベル	燃えるごみ	資源ごみ ※ボトルに付いたまま
キャップ	燃えるごみ	資源ごみ ※透明か半透明の袋に入れて資源ごみの日に出す

問 税務住民課 税務住民室 住民環境係

各施設の休業・休館日

施設の名称	休業・休館日
役場	12月30日(土)～1月8日(月) (4日(木)は午前8時30分から午後1時まで臨時開庁)
教育委員会	
福祉会館	
体育館・改善センター	12月29日(金)～1月3日(水)
青少年会館	
いちごアリーナ	
図書館	12月31日(日)～1月5日(金) (30日(土)は午後5時まで開館)
公衆浴場	12月29日(金)、1月1日(月)～2日(火)(31日(日)は午後3時から8時まで営業)
ぴっぴスキー場	平常通り営業 (31日(日)は午後4時まで、1日(月)は午前10時から営業)
遊湯ぴっぴ	平常通り営業 (31日(日)は午後8時まで営業)
ぴっぴクリニック	12月30日(土)～1月3日(水) (3日(水)は当番医)

マイナンバーカードに関する手続き
12月29日(金)は、システム休止のため、マイナンバーカードに関連する業務対応ができません(新規交付や電子証明の更新、暗証番号の再設定、カードを使った転入手続きなど)。来庁予定の方はご注意ください。
なお、紛失・盗難などによるカードの一時利用停止は24時間受付しています。
(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

各種証明書を発行希望の方は
12月29日(金)午後4時までに電話などでご予約いただいた場合は、休業期間中でも住民票や印鑑証明書、所得・納税証明などの各種証明書を発行することができます。各担当にお問い合わせください。

05 まちづくり懇談会を開催しました

問 総務企画課
総合政策室 政策係

行政について、町民の皆さんの意見や要望など、町長と対面しながら話し合う場として毎年「まちづくり懇談会」を開催しています。令和6年度に向けた懇談会を、11月17日・18日に町内5地区で開催しましたので、概要をお知らせします。

総務企画課関係

Q JR敷地内の雑木について、農作物の栽培に影響が出たときはJRは何らかの補償を考えているのか。JRが伐採しないのであれば、隣接する耕作者が伐採して良いという許可をもらう事ができないか。(11区)

A 現地確認を行い、10月17日にJR北海道へ雑木などの伐採について要望しました。

建設課関係

Q 開発局の管轄だが、国道40号(特にフェンス側や交差点付近)の草刈りをもう少しお願いしたい。(14区)

A 国道のため、10月31日に旭川開発建設部へ要望しましたが、防雪柵の部分は基本的に草刈りは行わないとのことでした。次年度、交差点での視認の際、支障のある場合は個別対応を検討するので連絡がほしいと回答をいただいています。

Q ①蘭留駅の周りに空き地が多く、草が伸び放題で害虫が発生している。歩道は蘭留町区で草刈りしているが、空き地まで

Q :: 意見・要望 **A** :: 回答

は対応できない。(蘭留町区) ②市街地十字街の空き地の雑草がひどい。所有者に管理の徹底をお願いしたい。(中町)

A 町有地であれば町が対応しますが、私有地の場合、管理は所有者の対応となるため、町から所有者へ適正な管理の依頼文を送付します。

Q 道道比布・東鷹栖線、村上橋から個人宅前の歩道の雪を門口近くに置くため、車道に出るのに見

今年は「総合庁舎建替」「移住定住」についてテーマを設定し、それぞれの地域からご意見を伺いました。



総合庁舎建替について

Q 以前から計画があったようなので遅すぎた感がある。資材などが高騰しているため、無駄のない設計計画にしてほしい。(5区)

A 平成27年に基本構想を策定しましたが、中学校校舎建設など他の施設整備を優先し、庁舎は先送りすることとしました。計画策定にあたり、維持管理経費の効率化を含め、できる限り無駄のない方法を検討します。

Q 賛成だが、資金の貯蓄があるのか。特別徴収または税金が上がるのか。人口に合った建物で、人口が増えたときに増築ができるか。(5区)

A 令和5年3月末時点の庁舎等整備基金の残高は200,779千円です。庁舎建替に伴う増税は行いません。行政DX



移住定住について

(※1) などを進めながら、予測される人口に合わせた施設を検討していきます。

Q 建築費の抑制と住民サービスの向上を更に目指した検討を。(11区)

A 町民や各団体と意見交換しながら、住民サービスの向上につながる施設を計画していきます。建築費の抑制は、他市町村の事例などを参考に、より良い方法を検討します。

Q 庁舎建替については、効率を考えると複合庁舎が望ましい。(中町)

A 平成27年に策定した基本構想では、町民の皆さんの利便性向上や効率化のため、保健センターなど分散している行政機関を集約する計画としていました。今年度、基本構想の見直しを行います。基本的には同様の考えで進める予定です。

Q ①町外からの移住や農家地域からの住み替えにつながるよう、新町団地跡地に駅前団地のような老人向けの平屋の使いやすい住宅が必要では。(5区) ②新町団地跡地の利用を進めるべき。(中町)

A 新町団地跡地利用は、子育て世代を中心に移住定住の施策を進めるため、民間の活力を生かした提案型プロポーザル方式(※2)を検討します。

Q 新町団地跡地利用に賛成です。以前のようには町で分譲するのか。町有地を民間事業者へ売るのは、または貸すのか。(5区)

A 町で分譲する考えはなく、民間事業者に町有地を売却する方向です。

5地区で開かれたまちづくり懇談会の様子▼



(※1) 行政DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、情報システムの標準化などITやテクノロジーを活用し、利用者中心の行政サービスの維持と向上を目指す取り組みのこと。
(※2) 提案型プロポーザル方式とは、複数の企業の中から最も優れた提案をした企業を契約の候補者として選定する方式のこと。

えにくく、もう少し奥に押しつけて除雪してほしい。(5区)

A 道道のため、10月24日に旭川建設管理部へ要望しました。

Q 道道390号線(国道40号線から7号道路五差路の間)において、冬期間道路幅が極端に狭くなり、車両が交互走行しなければならぬ。市街地に入る幹線道路でもあり、関係機関に排雪の頻度を多くしていただくようお願いできないか。また、近隣の方が道路に排雪していないと思うが、更に協力をお願いしたい。(11区)

A 道道のため、旭川建設管理部へ要望書を提出します。また、この区間の除雪は、必要に応じて町が対応したいと考えています。

Q 北5線7号から道道520号線の比布・東鷹栖線へ抜ける町道について、道路幅が狭くカーブも多い道路だが、大型車、時にはトレーラーなどの走行があり、特にカーブでは直前に対向車が居ると分かりヒヤリハットが数回あった。

地元ドライバーは危険を感じ気を配っていると思うが、他県ナンバーの車も走行している状況。事故防止のため、大型車の進入を規制する標識などを設置してもらいたい。(11区)

A 比布駐在所から旭川中央警察署規制係へ通行規制及び対策などを含め協議しましたが、現状では交通規制はできませんのでご理解願います。看板などを設置し、安全対策を講じていきます。また、道道昇格に向けて要望をしています。